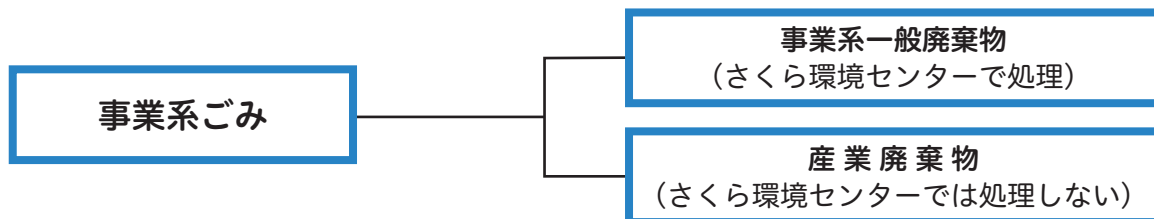


事業系ごみ

事業所から出るごみは**自己処理**が原則です
自己処理が出来ない場合は、法令に従い適正に処理をお願いします。

事業系ごみとは

法人・個人・営利団体・非営利団体(事業者)の事業活動により排出される廃棄物は、「事業系ごみ(事業系廃棄物)」になります。「事業系ごみ」は「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分類されます。さくら環境センターで処理できる事業系ごみは、「事業系一般廃棄物」となります。事業系一般廃棄物の例としては、「飲食店から出る生ごみ」や「事務所から出る紙」などです。



産業廃棄物とは

(1) 廃掃法施行令により産業廃棄物の種類については下表のとおり全ての事業活動に伴うもの(左欄、12品目)及び特定の事業活動に伴うもの(右欄、8品目)の計20品目が指定されています。

産業廃棄物の種類(廃掃法施行令第2条より)

全ての事業活動に伴うもの	特定の事業活動に伴うもの	
①燃え殻	⑬紙くず	建設業、紙製造業、出版業、製本業、印刷物加工業など
②汚泥	⑭木くず	建設業、紙製造業、繊維工場の排出物
③廃油	⑮繊維くず	建設業、繊維工場
④廃酸	⑯動物性残渣	食品・医療品・香料製造業
⑤廃アルカリ	⑰動物性固形不要物	と畜場・食鳥処理場
⑥廃プラスチック	⑱動物ふん尿	畜産農業
⑦ゴムくず	⑲動物の死体	畜産農業
⑧金属くず	⑳前記①～⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	産業廃棄物が溶出しないように処理するために使用したコンクリートが該当する。
⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		
⑩鋳さい		
⑪がれき類		
⑫ばいじん		

(2) 下記の事業系ごみは産業廃棄物となります。さくら環境センターでは処理できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

産業廃棄物の例

廃プラスチック	プラスチック素材を使用した製品(プラスチック製の容器、食品トレイ、ペットボトル、合成繊維の繊維くずや衣類、畳(中敷きの緩衝材が対象)、ソファ、パレット、ビールケース、発泡スチロール、小型家電、等)
金属くず	金属素材を使用した製品(事務機、事務椅子、ロッカー、スチール棚、スプリングマット、スプリング入りソファ、等)
ガラスくず・陶磁器くず	ガラス・陶土素材を使用した製品(割れガラス、飲料ビン、ガラスコップ、陶器、蛍光灯、等)

(3) 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者については、下記の機関が紹介を行っていますので、お問い合わせください。

機関の名称	連絡先
(公社)福岡県産業資源循環協会	福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目2-15 092-409-8911